

一般競争入札要綱 (変更後)

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業

4・6号デッキ整備工事

公募開始日：平成30年3月29日(木)

旭橋都市再開発株式会社

平成 30 年 3 月 29 日

一般競争入札(事後審査型)の実施について

旭橋都市再開発株式会社
代表取締役社長 平良敏昭

次のとおり建設工事に係る一般競争入札を実施し、工事業者を公募します。

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業
4・6号デッキ整備工事
- (2) 場 所 那覇市旭町及び泉崎地内
- (3) 工 種 土木一式工事
- (4) 工事内容 4号デッキ(再開発事業 A 街区と 2 号デッキを繋ぐ歩道橋)と6号デッキ(A 街
区から国際通方面を繋ぐ歩道橋)の整備工事(別添仕様書および図面のとおりに)
- (5) 工 期 契約の日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (6) 発注形態 単独または特定建設工事共同企業体(JV)発注
- (7) 資格審査方法 事後審査型 ※入札参加資格の審査を改札後に行う。
- (8) その他適用のある法令や制度等
 - ①リサイクル法 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12
年法律 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施
が義務付けられた工事である。
 - ②最低制限価格 設定する。
 - ③本工事は県から委託を受けた国庫支出金を活用する事業であるため、県予算手続き
や国庫支出金交付手続の関係上、入札を延期する場合があります。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者
モノレール旭橋駅周辺地区再開発計画設計共同企業体
(株)松田平田設計、(株)アール・アイ・エー、(株)国建共同企業体

3 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで間、次に定める資格を全て満たすこと

A 特定建設工事共同企業体(以下「特定」JV という。)の結成する場合の要件

ア 特定 JV の一般要件

- (1) 2 社以上の共同企業体とする。

- (2) 共同企業体のうち最低1社は沖縄県内に本社がある企業とする。
- (3) 自主結成方式とする。
- (4) 当該工事に関して、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (5) 代表者は構成員のうち最大の出資比率の者でなければならない。
- (6) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、20%以上でなければならない。
- (7) 共同企業体は結成に関する協定書を提出すること

イ 特定 JV の構成員に必要な資格に関する事項

- (1) 開札日において土木工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
- (2) 開札日において経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であつて、経営事項審査結果通知書が有効期限にあること
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること
- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者を除く。)でないこと
- (5) 県から指名停止措置を受けていないこと
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続していないこと

ウ 特定 JV の代表者に必要な資格に関する事項

- (1) 県の平成 29 年度・平成 30 年度資格者名簿に土木工事業者又は鋼構造物工事業者として登録されている者であること
- (2) 平成 14 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 20 日までに同種工事(鉄骨構造の橋梁等土木工事又は鉄骨造建築工事)を元請け又は特定 JV(出資比率 20%以上のもの)として施工し、完成引き渡し完了した施工実績を有すること
- (3) その他
 - ① 監理技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること
 - ・1 級土木施工管理技士
 - ・1 級建設機械施工技士
 - ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)、林業部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、総合技術監理部門(選択科目を建設、農業—農業土木又は森林—森林土木とするものに限る。))
 - ・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者
 - ② 現場代理人及び監理技術者は、請負者と直接的雇用関係があること

B 単独の場合の要件

ア 必要な資格に関する事項

- (1) 開札日において土木工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
- (2) 開札日において経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であつて、経営事項審査結果通知書が有効期限にあること
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること
- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者を除く。)でないこと
- (5) 県から指名停止措置を受けていないこと
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続していないこと
- (7) 県の平成 29 年度・平成 30 年度資格者名簿に土木工事業者又は鋼構造物工事業者として登録されている者であること
- (8) 平成 14 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 20 日までに同種工事(鉄骨構造の橋梁等土木工事又は鉄骨造建築工事)を元請け又は特定 JV(出資比率 20%以上のもの)として施工し、完成引き渡し完了した施工実績を有すること
- (9) その他
 - ①監理技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること
 - ・1 級土木施工管理技士
 - ・1 級建設機械施工技士
 - ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)、林業部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、総合技術監理部門(選択科目を建設、農業—農業土木又は森林—森林土木とするものに限る。))
 - ・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者
 - ②現場代理人及び監理技術者は、請負者と直接的雇用関係があること

4 設計図書等の閲覧、質問、回答

(1)設計図書等閲覧方法

設計図書等は、当社ホームページ上で公表する。詳細設計図書は当社で CD にて配布

提出先：旭橋都市再開発株式会社

FAX: 098-854-0038 E-mail: info@asahibashi.jp

(2)質問期間及び方法

質問期間：平成 30 年 3 月 30 日(金)9 時～平成 30 年 4 月 17 日(火)17 時

「質問書」を FAX または E-mail にて提出すること。(質問がない場合は不要)

※質問書様式は当社ホームページ上よりダウンロードすること

(3)回答及び方法

回答は、平成 30 年 4 月 20 日(金)17 時までに、共同企業体協定書を提出した全社あてメールにて行う。

5 入札参加申込書及び共同企業体協定書等の提出

(1) 提出期間: 平成 30 年 3 月 29 日(木)9 時~平成 30 年 4 月 24 日(火)17 時

(2) 提出書類: 別添配布リスト参照

- ① 一般競争入札参加申込書
- ② 特定工事共同企業体資格審査申請書(JV のみ提出)
- ③ 特定工事共同企業体協定書(JV のみ提出)
- ④ 委任状その1、その2(JV のみ提出)

※様式は当社ホームページ上よりダウンロードすること

6 入札

(1)開札日時 平成 30 年 4 月 27 日(金)16 時 00 分

(2)開札場所 旭橋都市再開発株式会社 会議室(官公労共済会館 5階)

(3)入札時の提出書類 工事費内訳書 (様式は自由)

(4)決定方法 入札書中、落札予定価格以下の最低価格をもって落札とする。ただし、別に最低制限価格を設定し、落札予定価格と最低制限価格の範囲内をもって落札と定めます。また、最低価格が 2 通以上あるときは、抽選により決定する。別紙の入札心得を熟読すること

(5)落札の保留 開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

(6) 無効の入札 旭橋都市再開発株式会社競争契約入札心得を参照すること

7 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

(1)通知方法 落札候補者となった場合には、メールで通知する。

(2)提出期限 平成 30 年 5 月 1 日(火)17 時 00 分

(3)提出方法 下記の資格審査書類を当社へ提出すること

(4)提出書類 別添配布リスト参照

- ①一般競争入札参加資格確認申請書(JV 用、単独用)
- ②最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し
- ③建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し
- ④配置予定技術者の資格等
- ⑤工事の施工実績
- ⑥誓約書 (その1、その2、その3、JV 用、単独用あり)

※様式は、当社ホームページよりダウンロードすること

8 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

提出された事後審査書類を審査し、落札者を決定する。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

- (1)入札保証金 免除する。
- (2)契約保証金 契約金額の10分の1以上
- (3)前金払 適用する。契約金額の10分の2以内とする。
- (4)部分払 3回以内とする。

10 その他

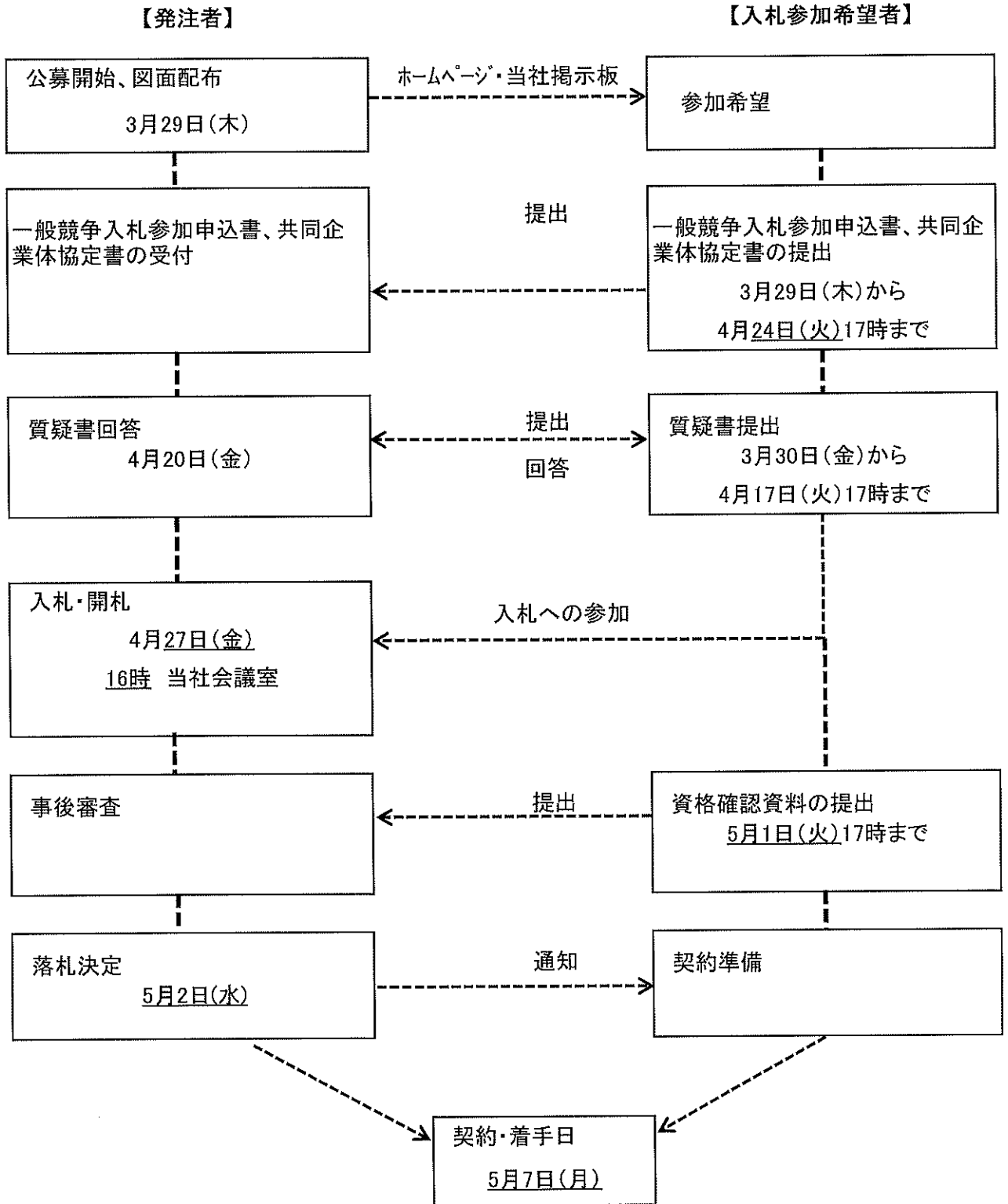
公募の公表は旭橋都市再開発株式会社のホームページ(<http://www.asahibashi.jp/>)にて行っている。提出された関係書類は返却しない。

公告事項の内容に変更がある場合は当社ホームページに変更公告を掲載するので入札開始までは常に確認すること

11 問合せ先

旭橋都市再開発株式会社 担当者：比嘉、内間
TEL: 098-834-9050 FAX: 098-854-0038

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業4・6号デッキ整備工事
 制限付一般競争入札(事後審査型)日程 (変更後)



モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業

4・6号デッキ整備工事 一般競争入札

配布リスト

提出リスト

番号	名称		備考	提出リスト	
				JV	単独
1	図面(概要)		HP	—	—
2	入札要綱書		HP	—	—
3	入札心得		HP	—	—
4	特記仕様書		HP	—	—
	一般競争入札参加申込書		HP 入札前提出	○	○
5	特定建設工事共同企業体資格審査申請書		HP 入札前提出	○	×
6	特定建設工事共同企業体協定書		HP 入札前提出	○	×
7	委任状(その1)		HP 入札前提出	○	○
	委任状(その2)		HP 入札前提出	○	×
8	参加辞退届		HP	△	△
	入札書		HP	○	○
9	質疑書		HP	△	△
10	特定建設工事共同企業体資格確認申請書		HP 落札候補者提出		×
11	誓約書(その1、その2、その3)		HP 落札候補者提出		
12	同種工事の施工実績		HP 落札候補者提出		
13	配置予定技術者の資格等		HP 落札候補者提出		
14	図面等(詳細図)	当社にて配布	CD 入札日返却		
15	参考数量書	当社にて配布	CD 入札日返却		
16					

※△は必要に応じ提出

平成30年 月 日

以上の資料を受け取りました

会社名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

旭橋都市再開発株式会社競争契約入札心得

(目的)

第1条 旭橋都市再開発株式会社所掌の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という)を行う場合は、「発注等事務処理規程」に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という)は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という)は、入札書を別途定める書式により1件ごとに作成し、封書にしたうえ、その指名及び入札件名を表記し通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければならない。

3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、この限りではない。

4 郵送による入札は、原則として、これを認めない。

ただし、契約担当者が特に認めた場合は、配達証明付き書留郵便をもって提出することができる。

この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に工事名、入札日時を記載の上封書し、契約担当者当て提出するものとする。

なお、あらかじめ指定した日時までに到着しないものは、無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令167条の4第2項規定に該当する者を入札代理人にすることはできない。

7 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換、引換え又は撤回することはできない。

9 入札参加者は、請求がある場合には、工事費内訳書の提示をしなければならない。

10 入札者が、当該入札執行中に入札室を退室したときは、再入室を認めない。ただし、執行人が認めたときは、この限りではない。

11 入札者が、当該入札執行中に携帯電話を使用することを認めない。

(入札の辞退)

第2条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- 一 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者等に、直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る)して行う。
- 二 入札執行中であつては、入札辞退届又その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由と指定後の指名などについて不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 入札書の表記金額を訂正した入札
- 四 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- 五 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- 六 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- 七 連合その他不正の行為があつた入札
- 八 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ)で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

(再度入札)

第7条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当する者については、再度の入札への参加を認めない。

一 第5条各号の一に該当する入札をした者(第3号又は第4号に該当する場合を除く)

二 最低制限価格未満の価格をもって入札した者

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書の提出)

第9条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議の申し立て)

第10条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

特記仕様書

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業 4・6号デッキ整備工事

Page(1/4)

1. 工事名	モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業 4・6号デッキ整備工事
2. 工期	契約日 ~ 平成31年 3月31日
3. 工事予定地	・那覇市旭町及び泉崎地内
4. 工事概要	4号デッキ及び6号デッキの架設工事 ・4号デッキ:カフーナ旭橋A街区とC街区を繋ぐ歩道橋 ・6号デッキ:A街区から国際通り方面への歩道橋
4. 適用	1.本特記仕様書は、モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業4・6号デッキ整備工事(以下「工事」という)に適用する。 また、本工事は、本特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、沖縄県土木建築部制定による、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 2.請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。 3.本工事は、「リサイクル原則化ルール」の実施に努め、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用実施要領について」に準じて施工しなければならない。
5. 工事推進体制の確立	1.本工事において、適切な主任技術者の配置及び工事施工体制を確立するものとする。
6. 現場の管理	1.請負者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
7. 疑義の解釈	1.請負者は工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、全て監督員と協議し、施工しなければならない。なお、協議を怠って生じた損害は、すべて請負者の負担とする。
8. 工事推進体制の確立	1.請負者は、毎月の工事の進捗状況を監督員へ報告しなければならない。
9. 県産品の優先使用について	1.本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。
10. 工事に使用する資材等の運搬について	1.土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過の無いようにするとともに、交通安全管理を十分に行うこと。 2.鉄骨材などの運搬費については、入札後、市況の状況により協議することができる。

特記仕様書

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業 4・6号デッキ整備工事

Page(2/4)

<p>11.建設発生土について</p>	<p>1.搬出の抑制及び工事間の利用促進 1)搬出の抑制 適正な施工により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。 2)工事間利用の促進 建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。</p> <p>2.工事現場等における分別及び保管 建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないように分別解体に努めなければならない。重金属等で汚染されていると判断される建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。 また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するための必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。</p> <p>3.運搬 次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。 1)運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。 2)運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。 3)海上運搬する場合、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。</p>
<p>12.排出ガス対策型建設機械の原則化について</p>	<p>1.本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1付け国総施設第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p>
<p>13.建設リサイクルの推進について</p>	<p>1.請負者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」及び「廃棄物処理法」を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。</p> <p>2.請負者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。</p> <p>3.請負者は、工事着手前に国土交通省により提供されているGREDAS(クレダス)入カシステム[国土交通省HP ホーム→政策・仕事→総合政策→リサイクル→GREDASシステムの順でダウンロード]で作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 また、請負者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。なお、GREDAS入カシステムのデータは工事成果品として監督員に提出すること。</p>

特記仕様書

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業 4・6号デッキ整備工事

Page(3/4)

14. ゆいくる材について	<p>1.(ゆいくる材の利用) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。この場合においても請負者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督員と協議すること。</p> <p>2.(建設廃棄物の搬出) (1)請負者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。ただし島内に当該施設がない場合はこの限りではない。 (2)本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から、運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。</p> <p>3.(ゆいくる材の品質管理) (1)ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 (2)請負者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に(財)沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 (3)請負者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 (4)請負者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。</p> <p>4.(完成時の提出) (1)請負者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ・ゆいくる材利用状況報告書 ・ゆいくる材出荷量証明書 ・再生資源利用実施書、同利用促進実施書 (2)監督員に提出された(1)の書類は、監督員より建設技術センターへ提出された後、建設技術センターから監督員あてに「再生資源関係書類最終確認証」を発行するので、請負者は、監督員からこれを受領して、完成検査時に検査官に提示すること。</p>
15. 環境対策について	<p>1.請負者は、工事の施工にあたっては、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工を行うこと。</p>
16. 手摺先行足場	<p>1.枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。 上記において、「これにより難しい場合」とは供給側に問題があり、手すり先行工法の足場を調達する事が出来ない場合であり、請負者の都合で調達できない場合は認めないものとする。</p>
17. 電子納品	<p>1.本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする。</p>

特記仕様書

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業 4・6号デッキ整備工事

Page(4/4)

18.工事完成図書の提出	<p>1.工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体(CD-R)で(正)1部提出すること。</p> <p>2.「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。</p>
19.暴力団員等による不当介入の排除対策	<p>1. 請負者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除対策手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。</p> <p>2.暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>3.暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。</p> <p>4.排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。</p>
20.本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取り扱い	<p>1.本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額/元設計額)を関連工事の設計額に乗じるものとする。</p>
21.公害	<p>1.本工事地区は住宅地で生活環境を保全する必要があるため低騒音、低振動型の建設機械により施工すること。</p>
22.安全対策	<p>1.交通の安全を確保するため交通整理員を確保すること。なお、交通誘導員Aを1人以上配置すること。</p> <p>2.本工事箇所は、歩行者が多いので歩行者の安全を確保する為、歩行者通路等の安全対策を十分に行うこと。</p>
22.工事支障	<p>1.占用支障物件あり。掘削時には十分な調査を行い掘削を開始すること。</p>
23.排水工、濁水処理	<p>1.工事現場から発生する濁水に対しては、工事現場外へ流出しないよう十分留意して対策を講ずること。</p>
24.工事完成図書の提出	<p>工事完了後、下記図書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書 白焼製本(A4版) (試験、施工等の報告、工事写真及び、承認図、マニフェスト等) ・工事竣工図 白焼製本(A4版) ・電子データ CD-R ・その他(監督員が指示するもの)